

収入保険制度の基本的考え方

- ・ 現行の農業災害補償制度は、①自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外、②対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていない
- ・ 他方、農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者を育成する必要
- ・ 収入保険制度は、このような農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度として導入
⇒ 収益性の高い新規作物の生産や新たな販路の開拓等へのチャレンジを促進

農業災害補償制度の見直しの基本的考え方

- ・ 農業災害補償制度は、農業者の減少・高齢化等時代の変化を踏まえ、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から見直し

加入促進

- ・ 「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築していくため、収入保険制度又は農業災害補償制度への加入を促進
- ・ 実施主体である農業共済団体が、JA、農業委員会などの関係組織と連携して、きめ細かく推進

決定の経緯と今後のプロセス

- ・ 平成28年11月に、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、農業競争力強化プログラムを決定し、制度の仕組み等を取りまとめ
- ・ 平成29年6月に、「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立、法律の題名が「農業保険法」に改称
- ・ 収入保険制度の実施及び農業災害補償制度の新制度への切替えは、原則として平成31年1月から
- ・ 法施行後4年を目途として、制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

収入保険制度の導入について（概要）

- ・収入保険制度は、平成31年1月からスタートします。

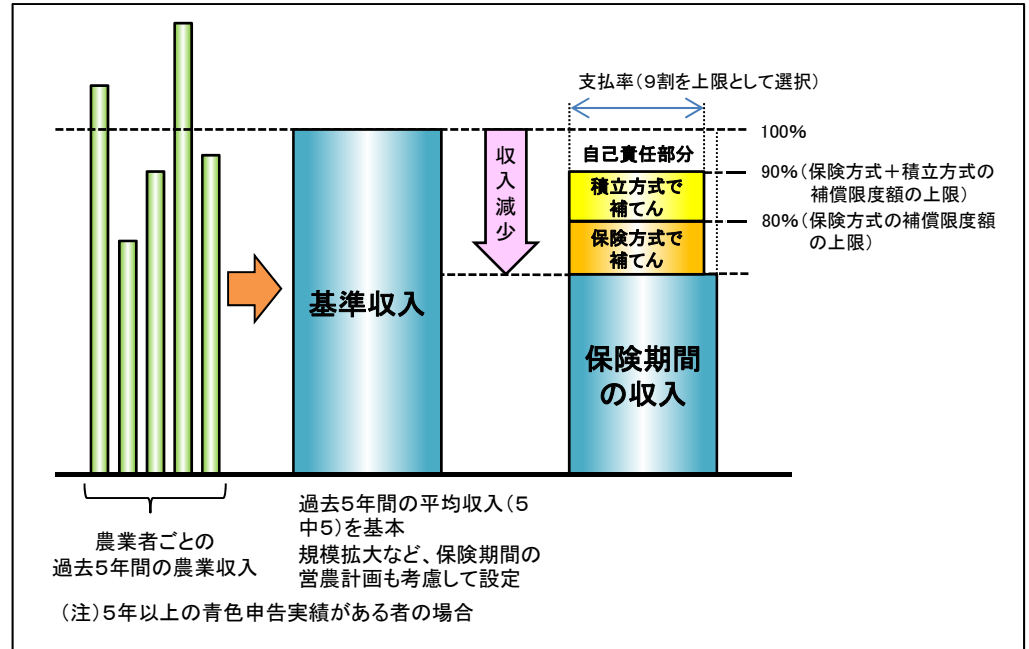
<収入保険制度の具体的な仕組み>

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
 - ※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。
 - ※ 簡易な加工品（精米など）は含まれます。
 - ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
 - ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。
- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。
 - ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
 - ※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。
 - ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
 - ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。
 - ※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険制度と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

<収入保険制度の補てん方式>



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（保険8割＋積立1割）、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

保険料は、7.2万円 （掛捨て） 積立金は、22.5万円 （掛捨てではない）
合計 29.7万円

補てん金額

収入減少の程度 （保険期間の収入）	補てん金 の合計	保険方式 （保険金）	積立方式 （特約補てん金）	補てん金を含めた 保険期間の収入 （対基準収入）
20%（800万円）	90万円	0万円	90万円	890万円（89%）
30%（700万円）	180万円	90万円	90万円	880万円（88%）
50%（500万円）	360万円	270万円	90万円	860万円（86%）
100%（0万円）	810万円	720万円	90万円	810万円（81%）

※ 農業者は、保険料、積立金とは別に事務費を支払います。

農業共済の見直しについて（概要）

農業共済については、平成29年6月に「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立しました。農業者へのサービスの向上と負担軽減の観点から、平成31年1月（農作物共済は平成31年産）から、以下の見直しが行われます

現 行	見直し後
米・麦の当然加入制 ○ 米・麦は共済への加入が義務付け	○ 任意加入制に移行します
収穫共済 ○ 米・麦の一筆方式 〔 被害は場の全筆を農業者が現地調査等を行って損害評価する方式 〕 ○ 果樹の特定危険方式及び園芸施設共済の短期加入 〔 災害の種類や期間を選択して加入する方式 〕	○ 廃止しますが、坪刈りをせずに目視で判定する一筆全損特例・一筆半損特例を設けることで、ほ場ごとの深い被害を補償します ○ 補償の総合化を図るため、廃止します
家畜共済 ○ 死廃共済と病傷共済のセット加入 ○ 共済期間開始時の価値で補償 ○ と畜場で発見される牛白血病 ○ 初診料は自己負担、その他の診療費は共済金で補償 ○ 家畜の導入から2週間以内の事故は共済金の請求が不可	○ 死廃共済と病傷共済に分離し、一方のみの選択もできるようにします ○ 日々価値が増加する肥育牛等は事故発生時の価値で補償します ○ 農業者が出荷した場合も家畜商経由の場合も共済金の対象にします ○ 診療費全体（初診料を含む）の1割を自己負担とします（現行の自己負担総額と同水準） ○ 共済加入者間で取引された家畜は共済金の対象にします
掛 金 ○ 掛金率は農業者一律に設定	○ 共済金の受取りが少ない農業者は掛金率の段階を下げていきます